

岩手県告示第257号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和5年4月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 宮古市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 宮古都市計画下水道事業宮古公共下水道
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分 昭和52年岩手県告示第990号、昭和57年岩手県告示第589号、昭和59年岩手県告示第343号、昭和61年岩手県告示第845号、平成元年岩手県告示第598号、平成7年岩手県告示第779号、平成10年岩手県告示第102号、平成12年岩手県告示第528号、平成17年岩手県告示第217号、平成23年岩手県告示第105号、平成27年岩手県告示第143号、平成29年岩手県告示第794号及び令和2年岩手県告示第247号の事業地のうち、宮古市新川町において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 昭和52年岩手県告示第990号、昭和57年岩手県告示第589号、昭和59年岩手県告示第343号、昭和61年岩手県告示第845号、平成元年岩手県告示第598号、平成7年岩手県告示第779号、平成10年岩手県告示第102号、平成12年岩手県告示第528号、平成17年岩手県告示第217号、平成23年岩手県告示第105号、平成27年岩手県告示第143号、平成29年岩手県告示第794号及び令和2年岩手県告示第247号の事業地のうち、宮古市本町、沢田、小沢二丁目及び五月町を削り、横町、和見町、西町一丁目、西町二丁目及び西町四丁目において事業地を変更する。
- 4 事業施行期間 昭和52年8月9日から令和10年3月31日まで